

日本帝国崩壊直後の人的移動

—— 在日大陸籍者と台湾籍者の移動の諸相を中心に（1945～50年） ——

巫 靚

1. はじめに

1945年日本帝国の崩壊により、東アジアでは日本人の引揚げ・復員を中心に、さまざまな人々が「国境」を越え、大きな人口移動が起きた。この歴史事象は、多くの研究者の関心を集め、近年、共同研究や資料集が刊行されている¹⁾。その中に、日本人（琉球地域の住民を含む）の引揚問題については、植民地との関連の角度からこの分野に新たな息吹を吹き込んでいる²⁾。また、韓国の在外コリアンの移動に関する研究が活発化するにつれて、日本帝国崩壊後の朝鮮人の移動もある程度明らかになった³⁾。しかし、「中国」の人々——「中国大陆籍者と台湾籍者」⁴⁾の移動については、あまり研究が進んでいないのが現状である⁵⁾。

一方、在日華僑華人の研究について見ても、戦後在日華僑華人コミュニティの成立及び「新華僑」として新しく在日華僑社会に組み入れられた台湾籍者の国籍問題やアイデンティティなどについての研究が多くみられるものの⁶⁾、日本人の引揚げ・復員に伴って行われた在日中国大陆籍者と台湾籍者の移動については充分になされているとは言えない。占領期⁷⁾における在日中国大陆籍者と台湾籍者の移動⁸⁾について直接論じた研究は管見のかぎり、許（1983）、松本（1996）、許（1996）、陳焜旺（2004）、永野武・過放（2010）及び陳来幸（2011）の研究を挙げるにとどまる⁹⁾。ただし、許（1983）、陳焜旺（2004）、永野武・過放（2010）、陳（2011）の関心は必ずしも送還ではなく、送還についての記述は概説に留まっている。しかしながら、これらの論文が示した中国大陆籍者の強制連行労働者及び台湾の少年工などの存在は、戦時動員に起因する戦後直後の移動と戦後在日華僑華人の多様性を示唆するものである。

松本（1996）は、GHQの発した覚書や指令などの翻訳を基にし、当時の在日非日本人¹⁰⁾の送還についての全体像を描いている。GHQ側の政策やデータなどを広く収集し、参考となる解説も施されているため、非常に重要な資料集となっている。しかし、GHQ側資料に焦点が当てられ、また全体像の把握が主目的となっているため、在日台湾籍者と中国大陆籍者に関する言及は、必ずしも詳しいものとはなっていない。

次に、許（1996）は、戦後在日台湾籍者の送還について直接言及する重要な論文である。同論文はまず、日本政府がGHQの指示（1946年2月17日）¹¹⁾により、同日から46年3月18日にかけて行った引揚希望登録に注目している。日本全国平均引揚希望登録率としては中国大陆籍者が16%、台湾籍者が80%という非常に開きの大きい結果が生じていたのである¹²⁾。なぜこのよ

うに大きな差異が生じたのかについて、許は、在日台湾籍者と中国大陸籍者の処遇の違いをその理由の一つとして挙げ、刑事裁判権や民事裁判権、食糧配給などの角度から分析を行った。しかし、許が指摘した処遇の差は、無論送還にある程度影響を与えたと考えられるが、16%と80%という引揚希望率の大きな開きについては、異なる解釈も可能である。台湾島、朝鮮半島、中国大陸出身者など日本内地に本籍地を持たない人々の大半は、終戦を機に日本を離れようとするだろうという見込みをGHQと日本政府は持っていたが、1945年末頃、アジア系非日本人用の送還船が定員を大きく下回る乗員しか載せずに航行するようになっており¹³⁾、46年1月以降、GHQと日本政府にとって、想定していた人数の送還希望非日本人を募ることがすでに難しくなっていた¹⁴⁾。これが、GHQが当時日本政府に上記の登録を指示した背景である。この時、GHQは日本政府に46年3月18日までに日本に居住する全ての朝鮮人、中国人、琉球人及び台湾人を登録することを命じた¹⁵⁾。在日中国大陸籍者の送還の状況を見ると、45年12月31日までにすでに30,406名が送還され、以後1950年までの18回の送還においては一回あたりの送還者数が500人を越えたことは一度もない¹⁶⁾。一方、在日台湾籍者の送還は、中国南部のいくつかの港の機雷除去問題¹⁷⁾のため港の使用が困難であり、正式に送還船の着港が始まるのは1945年12月を待たねばならなかった。在日台湾籍者送還の全体を見ると、1946年5月までがピークで、以後1950年4月までの19回の送還者数が3桁を越えることはただ一度しかなく、殆どが2桁、1桁の送還となった。16%と80%の差は、こうした両者の送還開始のタイムラグからも説明できる。

以上の先行研究の問題点を簡潔に挙げると、まず当時の在日中国大陸籍者・台湾籍者の送還についての全体像が把握できていないということである。上記の通り、1946年3月以前の送還については捨象されてしまっている。また、一方向の移動しか視野に入っていない¹⁸⁾。つまり日本から台湾あるいは中国大陸への移動しか言及されていない。しかし実際には、当時送還に「逆流」して台湾、中国大陸あるいは他の地域から日本に渡る人々がある程度存在していたことが史料から読み取れる。

これらの先行研究の未到達点をふまえると、在日中国大陸籍者と台湾籍者の移動から、占領期在日華僑の動向の全体像を把握することが必要だと考えられる。当時の在日華僑社会の詳細を論じる上で前提となる戦後在日華僑の構成とその変化を、移動と身分変更に着目し、GHQ・日本政府・中華民国の史料の比較検討、および占領期を経験してきた在日華僑のライフストーリーを通じて明らかにすることが本稿の課題である。

以下、まず移動の重要な背景のひとつとなる当時の在日中国大陸籍者と台湾籍者の身分の違いについて概説し、その後に各移動形態を整理して移動の全体像を示す。とりわけ、これまでの研究ではほとんど言及されず、全体の中での位置づけもされてこなかった「逆流」の存在とその概要を示すことに本稿の意義を求めたい。

2. 在日台湾籍者と大陸籍者の法的身分の差異

GHQ は 1945 年 10 月 31 日付¹⁹⁾、1947 年 8 月 4 日付²⁰⁾、1948 年 6 月 21 日付²¹⁾ で「『連合国』、『中立国』及び『敵国』の定義に関する総司令部覚書」を発しているが、いずれにおいても当然中国を連合国の一員として認めている。在日大陸出身者の法的身分は最初から明確であった。しかし、以上の覚書において台湾についての言及は一度もなされていない。在日台湾籍者への言及は、11 月を待たねばならない。

すなわち、1945 年 11 月 1 日の「日本占領及び管理のための連合国最高司令官に対する降伏後における初期の基本的指令」第 8 項には、「中国人たる台湾人及び朝鮮人を、軍事上の安全の許す限り解放国民として取り扱う。彼らは、この指令に使用されている『日本人』という語には含まれないが、彼らは、日本臣民であつたのであり、必要の場合には、貴官によって敵国人として取り扱われることができる」²²⁾とある。これは GHQ が最初に在日台湾籍者の身分について言及した指令であり、これによれば在日台湾籍者は中国大陸籍者と異なり、「連合国国民」ではなく、「解放国民」で、場合によっては「敵国人」（日本人）でもある。

具体的に在日台湾籍者と大陸籍者の法的身分の違いが、裁判管轄と食糧配給の分野に現れている²³⁾。まず、刑事裁判の分野では、46 年 2 月 19 日、GHQ が日本政府に発した「刑事裁判管轄に関する総司令部覚書」²⁴⁾には、「日本の裁判所は、連合国の国民、または法人を含む団体に対して刑事裁判権を行使してはならない」と明記している。同日発効した「朝鮮人及び他の特定国民に対する判決の審査に関する総司令部覚書」²⁵⁾には、「日本裁判所が、本国に帰還する意志についての適当な証明を提出する朝鮮人と以前日本の支配下にあったその他の国民〔台湾籍者などを指す〕に対し下した判決は、連合軍最高司令官またはその指名する代理者によって再審理及びその他の措置を必要とする。但し、そのような再審理と措置は、日本裁判所に於いてできるかぎりの救済がされ尽くし、判決を下された者の要望があったときに限られる」という記述がある。つまり、当時在日台湾籍者は連合国国民と違い、刑事裁判ではまず日本の裁判所の審理を受けることになっており、これに不服の場合、GHQ に再審理を求めることができた。ただし、GHQ に再審理をもとめる場合、まず帰還の意思を表明しなければならなかったのである。その上で、再審理が行われる。帰還の意思の表明とは 1946 年 3 月 18 日までに実施された引揚希望登録のことである。また民事裁判については、連合国国民としての中国大陸籍者が関わるすべての民事事件の判決は、GHQ 又は代理官の再審査が付されるが、台湾籍者は再審査に付されない²⁶⁾。

一方、食糧配給に関しては、当時日本人の大人一人あたりの米配給量は、一日二合一勺と決められていた。食料供給地である農村では食料事情が比較的良好だったものの、都市での実際の配給には、芋や麦粉、雑穀などの「代用食」が混入されており²⁷⁾、決してよい状況とは言えなかった。それに対して、1946 年 8 月になってから GHQ が連合国国民、中立国国民及び無国籍人への食糧特別配給を行った²⁸⁾。当時、法的地位がまだ定まっていない在日台湾籍者には、ほんらい特配の資格がなかったが、GHQ の 46 年 7 月 30 日の指令²⁹⁾により、台湾籍者の特配も認められ

た³⁰⁾。

在日台湾籍者の法的地位が最終的に確定されたのは、47年2月25日の「中国人たる台湾人の刑事裁判管轄からの除外に関する総司令部覚書」³¹⁾である。また、国籍の最終決着は52年のサンフランシスコ条約以後になる。

以上をまとめると、在日台湾籍者は1947年2月25日の覚書までは日本人と同じように、日本の司法裁判の管轄内に存在していた。それに対して、中国大陸籍者は戦後連合国国民とGHQに認められ、日本の司法裁判の管轄外に存在していた。食糧配給については、台湾籍者の法的地位の正式決定は47年2月25日であるが、前年の46年7月31日すでに認められていたものの、1947年2月以前においては、在日台湾籍者の法的身分は不安定で、大陸籍者とは差異が存在していた。これがある程度帰還意志の形成に影響を与えたかもしれないが、その差異は引揚登録及び引揚実施に、特に大きな影響はなかったとされている³²⁾。

3. 在日中国大陸籍者と台湾籍者の送還

戦後直後から1950年までの送還の実情及びGHQの政策をとりまとめると、在日非日本人の送還は主に1945年9月～46年3月、46年3月～12月、47年～50年という三つの段階に分けることができる³³⁾。45年9月～46年3月の送還は1946年3月18日登録以前、在日朝鮮人、台湾籍者などがGHQの通知により自発的に地方援護局に集合し、日本政府によって行われた送還である。46年3月～12月の送還は1946年の3月18日の登録後、朝鮮人、中国大陸籍者、台湾籍者、琉球人の各集団に実施された送還である。また、最後の47年～50年の送還は個別的な送還である。

しかし、戦後直後約240万人³⁴⁾を数えた在日朝鮮人と比べると、在日中国大陸籍者・台湾籍者は人口上は非常に小さい集団である。したがって、期間的にも在日朝鮮人や琉球人の送還よりも短期間で完了した。以下、具体的な状況を示す。

3.1 1945年10月～1946年3月までの第1期送還

3.1.1 第1期送還における在日中国大陸籍者の送還

在日朝鮮人の最初の送還は1945年9月4日であり³⁵⁾、在日中国大陸籍者の送還は同年10月9日³⁶⁾に始まったと言われている。その後、46年3月までの段階では、30,831人の中国大陸籍者が送還された³⁷⁾。その大部分は戦時中日本に強制連行された労働者である。

1942年11月27日、東條内閣は「華人労務者内地移入ニ関スル件」を閣議決定し、44年2月28日、同内閣の次官会議は「華人労務者内地移入ノ促進ニ関スル件」を決定した。これら一連の決定と方針によって、中国の河北、河南、山東、山西など十数省にまたがって、一般住民ならびに軍事捕虜約4万人³⁸⁾が日本国内に連行された³⁹⁾。強制労働と虐待に耐えかね、中国人たちが蜂起する事態も生じていた。もっとも有名なのは45年6月に起きた花岡事件⁴⁰⁾である。

しかし、戦後になって、これらの人々はすぐに「祖国」に帰還することができたわけではない。たとえば、北海道占領アメリカ軍士官ブルース（Andrew Davis Bruce）少将が、中国人と朝鮮人の炭鉱労働者に労務続行の布告を行った⁴¹⁾のに対し、中国人と朝鮮人は激しく反発した。1945年8月から11月にかけて、北海道や常磐などの炭鉱で、中国人と朝鮮人の労働者の蜂起が相次ぎ、米軍が出動し、これを鎮圧する事態にまで発展した⁴²⁾。暴動の発生により、GHQは中国人と朝鮮人の復員軍人や強制連行者を最優先に帰国させる方針を急遽決定した⁴³⁾。前述した花岡事件の証人及び主謀者以外の中国人労働者もその後の1945年11月29日に中国に帰国している⁴⁴⁾。一方、当時中国国内でも強制連行された中国人に対する帰国要請の動きが起きていた。例えば、1945年10月3日付で上海市が中華民国外交部に送った「上海市政府咨外交部為拋工人代表区寶等呈請迅向日方交涉將被迫前往日本造船工人遣送回國」⁴⁵⁾（労働者の代表区宝の呈請にもとづき日本に強制的に行かされた造船労働者の帰国を日本側に交渉することを速やかに行うように求める上海市政府の外交部あて咨文）というタイトルの公文書である。

1946年3月までの段階では、在日中国大陸籍者の送還について、GHQは、1945年10月15日付⁴⁶⁾、11月1日付⁴⁷⁾、12月16日付⁴⁸⁾、46年1月15日付⁴⁹⁾で指令を日本政府に出していた。10月15日付の指令では、日本人の引揚と送還用の引揚援護局の指定以外に、非日本人が帰国する時に持ち出せる金額の制限が設定された（一人当たり総計1,000円）⁵⁰⁾。また、11月1日付の指令では、中国人の送還に関して、主に担当する地方援護局を指名した。以前華北に居住していた中国人の出発処理を博多に、以前華中に居住していた中国人の出発処理を鹿児島に、また、博多及び鹿児島の負担を軽減するために、以前華北に居住していた中国人の出発処理をさらに呉に指定した。博多引揚援護局の編纂史料には、当時の中国人の送還に関する記述が見られる。例えば、「終戦後當港より 華人勞務者を十、十一月に、台湾省民を翌二十一年一月に、満州人留學生及び、朝鮮引揚の華人を十一月に、都合三度取扱った。華人勞務者は終戦直後、全国に二七、〇〇〇在り、各県警察部が主体となってその取扱いをなし、當港は送出港として、全国各県より移送してきた九、七二四名を五回に亘って、上海、塘沽に向け送出した。」⁵¹⁾ 12月16日と1946年1月15日付の指令は主に中国人送還用の船舶の指示と送還中、特に乗船中の悪条件⁵²⁾の改善についての件である。

3.1.2 第1期送還における在日台湾籍者の送還

一方、この段階の台湾籍者の送還はどのようなものであったのか。敗戦直後、日本政府はすべての外交権を喪失したので⁵³⁾、台湾への送還の打診はGHQと中華民国の間で行われた。最初の打診は1945年10月1日⁵⁴⁾に行われ、当時陳儀⁵⁵⁾がまだ台北に赴任しておらず、また機雷の除去の問題もあり、送還者を受け入れる体勢は整っていなかった。したがって、11月1日の覚書⁵⁶⁾により、台湾人の送還は当初の予定よりも延期されることになった。11月23日になり中華民国行政院院長宋子文が駐日代表団に打電し、台湾行政長官公署の在外台湾籍者の受入の準備が整ったことを伝えた⁵⁷⁾。その後、GHQが45年12月13日に日本政府に在日台湾籍者の送還を指

示⁵⁸⁾し、在日台湾籍者の送還が正式に開始された。この時期の台湾籍者の送還は鹿児島、浦賀、呉、博多という四つの地方引揚援護局が担った⁵⁹⁾。浦賀引揚援護局と博多引揚援護局の編纂史料には台湾籍者の送還に関する人数のデータ及び記述が残っている⁶⁰⁾。台湾籍者の送還輸送船は往路では主に在日日本人の引揚船として利用され、台湾籍者の送還は日本人の内地への引揚げと連動することとなった⁶¹⁾。1946年3月18日まで約24,054名の台湾籍者が送還された。この時期の送還は主に戦争末期、台湾から徴用や少年工⁶²⁾募集などによって終戦前に日本に渡っていた短期滞在者が多かった⁶³⁾。

ところが、GHQの1945年11月1日付の送還計画では、「必要ナル部分ヲ新聞及『ラジオ』ヲ通ジ関係者ニ周知セシムベシ」とされた⁶⁴⁾ものの、実際に送還に関する情報は周知されておらず、引揚げ港に集まった者の多くは噂をたよりにしていたのが現実であった。当時の実態を示すものとして、佐世保援護局の編纂史料に見える台湾人の送還についての記述を挙げよう。

終戦以来全国にあつた臺灣省民のただ漠然と「佐世保より送還船が出帆する」との噂をたのみ、ぞくぞく本局に集結するもの十月中旬には五百名、十一月中旬六百名に達し、十二月には一千名に増加したが、これに対しては送還の見通りもつかず、指令もなく、局としてはとりあえず収容はしたものの、滞留中しばしばの暴行事件勃発し取扱いに困難を生じたが、間もなくGHQの指令により、十二月十六日鹿児島援護局へ六百名、十二月三十日博多援護局へ三百八十五名、二十一年一月三日鹿児島へ三十名、それぞれ移送することによつて問題の解決をみた⁶⁵⁾。

政府により送還が行われていたということと、その事実や詳細を当人たちが把握していたことは別の問題であることを示す好例である。

3.2 1946年3月～12月の第2期の送還

前述の通り、GHQは46年2月17日に日本政府に「朝鮮人、中国人、琉球人及び台湾人の登録」⁶⁶⁾を命じた。覚書の中では、登録の締切りが3月18日であることのほか、「登録についての怠慢は、送還特権喪失の根拠となること」、「送還希望の登録は、日本政府の出す指示に従って送還を受けるか、送還特権を喪失するかを決定するに必要であること」、また「日本残留を希望して登録すると、送還特権を喪失すること⁶⁷⁾」なども強調している。

登録の実施と同時に、GHQは46年3月16日にこの段階の送還計画を発表した⁶⁸⁾。その中で大陸籍者と台湾籍者の送還に使う地方援護局や持ち帰り可能な金額、所持品などについて細かく指定している。この段階では、中国大陸籍者は主に、別府（華南及び海南島居住の中国人）、博多及び舞鶴（華中居住の中国人）、佐世保及び仙崎（華北居住の中国人）から、台湾籍者は呉から送還されると指定されている⁶⁹⁾。4月9日に、GHQが在日中国大陸籍者と台湾籍者の最終送還期限を発表した⁷⁰⁾。台湾籍者を46年5月5日から11日の間に、大陸籍者を遅くとも同年5月

13日までに送還するとされた。ただし、その後の7月2日、天候や交通など不可抗力によって5月の最終送還期限に間に合わなかった者については、送還の権利が延長されることがGHQから通知された⁷¹⁾。また、8月23日にはかつて満洲地域に居住していた登録済みの中国人に、もう一度帰還の機会を与えることが公表された⁷²⁾。

しかし、実際に3月の登録の機会を逃した者や帰還希望を表明しなかった者の中にも、5月以降に帰還希望を表明した者も少なからずいた。こうした人々の送還について、日本政府による費用負担は難しいことをGHQは中国側に知らせ、中国側との協議の結果、以後在日中国大陸籍者と台湾籍者の日本国内の移動の費用及び送還中の食糧を中華民国側が負担することになった⁷³⁾。一方、引揚・送還用の船については、46年10月に入り、GHQは期限切れを理由に輸送船の提供を停止したので、やむを得ず日本側が在日日本人の引揚用の船舶6隻を用意した。中国側も少なくとも2隻の引揚船を用意したと考えられる⁷⁴⁾。

1946年12月16日にGHQは「中国、台湾、満洲、及びソロモン、カロリン、小笠原、ギルバート、マリアナの各諸島の元住民の日本からの送還は完了した」と表明し⁷⁵⁾、46年3月から12月まで885名の大陸籍者と9,663名の台湾籍者が送還された⁷⁶⁾。

3.3 個別的な送還 1947～50年

47年から50年までの送還は、GHQ側の言葉を借りれば、本質は「掃討作戦」である⁷⁷⁾。この時点でいまだなお日本国内に残存していた帰還希望者を送還することが目的である。

GHQは47年2月14日に、46年3月時点で登録したものの帰還しなかった者に再度帰還の機会を与えた⁷⁸⁾。また、ほぼ同じ時期に駐日代表団も在日大陸籍者と台湾籍者の二次登録を実施した⁷⁹⁾。この段階の送還においては大陸籍者と台湾籍者が両方の送還とも佐世保地方援護局が担当することになった⁸⁰⁾。1948年12月以降は統計上の大陸籍者の送還数が0になった⁸¹⁾。一方、台湾籍者の送還も1949年12月からほぼなくなった⁸²⁾。

ここでは特筆すべきなのは、この時期には、元日本兵としてシベリアに抑留された台湾籍者の日本から台湾への送還も行われていることである⁸³⁾。ソビエトが解放した日本人の抑留者がはじめて日本に到着したのは、46年12月のことである⁸⁴⁾。筆者がインタビューを行った、ある台湾籍・元シベリア抑留者は、47年7月に日本に舞鶴に上陸した後、舞鶴引揚援護局で外国人登録を済ませ、日本に滞在することが認められた。この時に上陸した台湾籍抑留者たちはその後、日本に残留することを選んだ⁸⁵⁾。ところが、48年以後にソビエトから日本に引揚げた台湾籍者は「舞鶴ですぐに佐世保行きの切符を渡されて、『外国人だから』『中国人なのだから帰りなさい』と言われて台湾に帰される」⁸⁶⁾という運命が待っていた。同じ台湾籍元シベリア抑留者であっても、引揚げの時期によって、援護局の対処が全く異なっている。なぜ日本政府の態度が変わったのか、その原因の解明は別稿に譲りたい⁸⁷⁾。

4. 「逆流」する人々

前述の通り、これまで十分に論じられてこなかった問題として、日本から在日の中国大陸籍者と台湾籍者が自分の故郷に帰る一方で、中国大陸、台湾あるいは他の地域から日本に渡った中国大陸籍者および台湾籍者が存在していたことが挙げられる。移動は一方向ではなかったのである。

その一つのタイプは戦時中に大陸に疎開していた大陸籍者や台湾籍者の中で日本へ戻った人々である。これは中華民国政府からは「復員」と呼ばれた。例えば、中華民国外交部の「帰国旅日華僑赴日復員案」^[88] という資料に含まれる「上海市帰国留日華僑協会会員録」という名簿には、中国各省出身者 454 名のほか、台湾籍者 8 名も記載されている。性別内訳は女性 1 名、男性 7 名である。職業は、女性については不明であるが、男性はすべて貿易商である。また別の資料によると、1946 年までに「復員」として日本に戻ってこようとする中国人はおよそ 2,000 人にのぼる^[89]。

そしてもう一つのタイプとして、婚姻関係により、戦後日本に移動してきた中国人（大陸籍者と台湾籍者両方含む）が挙げられる^[90]。田辺引揚援護局の編纂史料にはシンガポールから日本人と一緒に日本に引揚げてきた非日本人のリストが掲載されている^[91]。リスト中の非日本人 23 名には日本人男性と結婚した中国大陸籍者^[92]の女性 14 名が含まれており、引揚げ後に 13 名が夫の実家を定着先とした。また、逆のパターン、つまり日本人女性と結婚し戦後に日本へ夫婦で引揚げる台湾籍者もいたようである。以下はそうしたケースを想定した 1946 年 11 月 30 日付の台湾省行政長官公署宛外交部亜東司の公文書である。

台湾省行政長官署 御中

受領した内政部の公簡に、「台湾省行政長官公署の戸字 10 月 9 日付電報を受領したところ、『華人男性〔原文：華男〕で日本人女性を妻としている者が妻とともに日本に渡ることを願ってきた場合、そのまま認めて引き揚げさせ〔遣送〕てもよいかどうか、電報にて御指示願います』とありました。そこで考えますに、日本人女性の夫である華人男性が、当内政部に申請し許可をへて中国国籍を失っているものでなければ、当然なお中国国民であります。彼が妻とともに日本に渡ることを認め、引き揚げさせる〔遣送〕べきかどうかは、当内政部の所管ではありませんので、所管に応じ〔貴外交部で〕お調べの上御決裁いただき、台湾省行政長官公署に急ぎ電報にて通知してその通り処理させていただきたく、書簡にて要請する次第です」とのことでありました。調べたところ、日本人女性の夫である華人男性が、中国籍〔華籍〕であり、中国国籍からの離脱を許可されているものでなければ、日本人と見なして妻とともに引き揚げさせることはできません。もし〔華人男性が〕台湾籍であれば、「在外台籍処理辦法」にもとづいて処理すべきことになります。どちらの場合も、上記のとおり本人に示して決定すべきです。内政部に返信するとともに、所管に応じ〔貴長官公署に〕電報にてお伝えします。ご承知おきいただければ幸甚です。

外交部 東〔東＝「亜東司」〕^[93]

最後の4行は想定されるケースへの、中華民国外交部が出した解決案である。もしこの華人男性が正式に「中国国籍」を放棄しなければ、日本人とはみなせず、日本人妻に同伴して日本に行くことは認められない。しかし、もしこの男性が「台湾籍」であれば、「引揚げる」ことを容認する。ただし、引揚げ後も中華民国人であることに変わりなく、在日時は中華民国の在台僑辦法に従わなければならないという条件が附帯する。この在台僑辦法には、「在外、台湾居留民付外国駐劄大使館領事館又は駐外代表宛直に華僑登記弁法に依り登記すること」などと規定されている⁹⁴⁾。つまり、日本人女性と結婚した台湾籍者の男性が戦後直後日本に渡ることを中華民国政府は容認していたのだが、ここで、「中国国籍」と「台籍」が区別されているのは興味深い。つまり、台湾籍は中華民国内の台湾省籍とはあつかわれておらず、中華民国籍とは異なる身分として処理されている。戦後直後の、台湾籍者に対する中華民国政府の態度がうかがえる一例である。

また、第三のタイプとして、戦後直後日本に「不法入国」⁹⁵⁾した中国大陆籍者と台湾籍者が挙げられる。朝鮮人ほどではないが、地方引揚援護局の編纂史料ではこれらの人々についての記述が残っている。函館引揚援護局の編纂史料では、「不法入国者には、若干台湾人、中国人が存在」⁹⁶⁾、佐世保引揚援護局の編纂史料では、「昭和二十三年六月末までに送還した密航鮮人の数は二万四千二百三十八名であるが、朝鮮人以外の密航者では中国、台湾省民の二百七十四名南西諸島民二百十七名を取り扱った」⁹⁷⁾という記録が見られる。

次に、第四のタイプとして、上の47～50年の送還の部分でも言及した戦前日本軍人・軍属として日本以外に派遣された台湾籍者が戦後日本人と一緒に日本に引揚げて、その一部が戦後日本に残留することを選んだ場合がある。前文の事例だけではなく、当時の史料からも検証できる。舞鶴引揚援護局の編纂史料では「当局への引揚者であって台湾、朝鮮、沖縄、北緯三十度以南の南西諸島出身者は、昭和二十一年五六四名、昭和二十二年、一、〇七一名、昭和二十三年、一、一七七名、昭和二十四年四八八名、昭和二十五年五二名、昭和二十六年一名計三、三五三名であった」。「この引揚者中その出身地に帰還するものは、森寮〔舞鶴港郊外〕に収容して待機させ、中央の指示により、逐次、佐世保引揚援護局を経て送還されていたが、その送出人員は左記のとおり一、六三五名（引揚数の約四八％）であった」。「これ以外のものは出身地への帰還を断念し、日本内地に定着したものであつて、奄美大島を除く台湾、朝鮮、沖縄は終戦後の現地事情を不安として帰国するものが多くなかった」⁹⁸⁾という記述がみられる。

最後に、戦後になって一旦日本から台湾に帰ったが、戦後直後の大陸及び台湾の不安定な状況⁹⁹⁾から、再び日本に戻ることを選んだ人々もいる。本稿ではこれを第五のタイプとして分類する。実際にGHQは一連の送還について指令を出すのと同時に、非日本人の入国についても46年4月2日に覚書を発布した¹⁰⁰⁾。その中では非日本人が日本に入国するたびに許可を受けると、原則として半永久的に日本に居住することなどの条件が明記されている¹⁰¹⁾。これが第三のタイプの「不法入国」と区別する理由である。実例としては、神戸出身の台湾籍者（現在は日本国籍）小説家の陳舜臣氏が挙げられる¹⁰²⁾。

5. む す び

日本の敗戦により、大量の日本人が海外から日本に引揚げると同時に、日本にいる非日本人の移動も盛んに行われた。本稿は主に占領期の在日中国大陸籍者と台湾籍者の移動の諸相を明らかにすることを中心的な課題とした。

すでに指摘されている通り、この時期の在日大陸籍者と台湾籍者の送還は主に三つの段階に分かれている。すなわち、1945年10月から46年3月まで、46年3月から46年12月まで、47年から50年までである。人口の規模が小さかったので、実際に大陸籍者の送還は48年までに、台湾籍者の送還は49年末頃にはほぼ終了した。

一方、在日大陸籍者と台湾籍者の送還と同時に、これまで言及されてこなかった、中国大陸、台湾あるいはほかの地域から「逆流」して日本へ渡る中国大陸籍者と台湾籍者の姿も見られた。それは「復員」、婚姻関係による移動、「不法入国」、そして「再入国」などの形態である。また、在日華僑と結婚した日本人女性が自ら日本国籍を放棄し、中国国籍を取得する事例も実際に存在している¹⁰³⁾。戦後在日中国人社会は単純に戦前に渡った人々のうち送還されずに日本に残った人々のみで構成されていたわけではなく、実際には多様な背景と移動により日本に残った／渡った人々によって再編成されたものであることを本稿では示すことができた。

しかし、本稿では在日大陸籍者と台湾籍者の送還の全貌と「逆流」のパターンをGHQや中華民國政府の資料から整理したが、非日本人の送還及び「逆流」についての日本政府の方針と態度に関しては詳しく検討する紙幅がなかった。また、帰還、残留あるいは「逆流」などの行動を選ぶ人々についてもその存在やわずかな事例を挙げるに留まり、その実態や概数、活動までは明らかにできておらず、これらの人々の影響力までは検討できなかった¹⁰⁴⁾。加えて、留意されるべきは、戦後在日中国人社会に深くかわらずに戦後日本を生きた人々が一定人数いるかもしれない、ということである。このことは、「逆流」者などこれまで着目してされてこなかったタイプの人々について特に想定されることである。これらの点は、戦後日本の華僑社会だけでなく、少数者の側から見た日本の戦後社会がいかなるものであったのかを考える上でも重要なことであり¹⁰⁵⁾、今後の研究で明らかにしたい。

注

- 1) 中国残留日本人に関する研究を専門とする歴史社会学者・蘭信三は精力的に共同研究を展開し、『日本帝国をめぐる人口移動の国際社会学』不二出版、2008年；『中国残留日本人という経験 「満洲」と日本を問い続けて』勉誠出版、2009年；『帝国崩壊とひとの再移動 引揚げ、送還、そして残留』勉誠出版、2011年などの編著を成果として刊行している。このほか、加藤聖文編『海外引揚関係史料集成（国内篇）』全16巻、ゆまに書房、2001年；同編『海外引揚関係史料集成 国外編・補遺編』全21巻、ゆまに書房、2002年；増田弘編著『大日本帝国の崩壊と引揚・復員』慶應義塾大学出版会、2012年などがあげられる。

- 2) 詳しくは浅野豊美「折りたたまれた帝国——戦後日本における「引揚」の記憶と戦後の価値——」(細谷千博ほか編『記憶としてのパールハーバー』ミネルヴァ書店、2004年、273～315頁)を参照。
- 3) 小林聡明「帰還・密航・送還——GHQ占領下における在日朝鮮人の移動と——」(『東アジア近代史』第十〇号、2007年、52～75頁)を参照。
- 4) 本稿で述べる中国大陆籍者は1945年9月2日の降伏文書調印まで本籍が中華民国の者を指し、台湾籍者は1945年9月2日の降伏文書調印まで本籍が台湾の者を指す。
- 5) なお、台湾・沖縄間の双方向的移動については、近年、多くの成果が公表されている。例えば、最新の研究として、松田ヒロ子「沖縄県八重山地区から植民地下台湾への人の移動」(蘭信三編『日本帝国をめぐる人口移動の国際社会学』不二出版、2008年、529～558頁)、野入直美「生活史から見る沖縄・台湾間の双方向的移動」(同前、559～592頁)などを挙げることができる。しかし、台湾・沖縄間の移動と日本本土と台湾間の移動については内地とは異なる特別な背景があるので、本稿では、これについては取り上げない。
- 6) 例としては、許淑真「新華僑の生成と日本華僑社会の変容」(『摂大学術B：人文科学・社会科学編』、1987年、35～45頁)、許淑真「留日華僑総会の成立に就いて(1945-1952)」(山田信夫編『日本華僑と文化摩擦』巖南堂、1983年、119～187頁)、陳焜旺主編『日本華僑・留学生運動史』(日本僑報社、2004年)、湯熙勇「恢復国籍的争議」(中央研究院人文社会科学研究中心『人文及社会科学集刊』第17巻第2期、2005年、393～437頁)、陳来幸「戦後日本における華僑社会の再建と構造変化」(小林道彦・中西寛編『歴史の桎梏を越えて』千倉書房、2010年、189～210頁)、永野武、過放「戦後在日華僑社会の構成及び変動と「老華僑」の組織・ネットワーク形成」(永野武編『グローバリゼーションと東アジア社会の新構想』明石書店、2010年、25～66頁)、陳来幸「在日台湾人アイデンティティの脱日本化」(貫志俊彦編『近代アジアの自画像と他者』京都大学出版会、2011年、83～105頁)などが挙げられる。
- 7) 日本帝国政府が降伏文書に調印した1945年9月2日から、サンフランシスコ平和条約が発効した1952年4月28日までの7年間を指す。
- 8) “repatriation”についての日本語訳には、「帰還」「送還」「引揚」などが見られる。戦後日本人の引揚と混同させないために、本稿では外国人が、日本から本国に戻る移動を基本的に「帰還」と「送還」で表現し、日本人が海外から日本に帰ってくる移動を「引揚」と称する。ただし、当時日本政府内の公文書間でも“repatriation”についての訳語が統一していないので、原文尊重のため、送還の部分を「引揚」で表現する場合もある。
- 9) 前掲許淑真「留日華僑総会の成立に就いて(1945-1952)」(1983年)、許淑真「第二次大戦後日本からの引き揚げについて——台湾出身者を中心に——」(『摂大人文学』第3号、1996年、19～43頁)、前掲陳焜旺主編『日本華僑・留学生運動史』(2004年)、永野武・過放「戦後在日華僑社会の構成及び変動と「老華僑」の組織・ネットワーク形成」(2010年)、前掲陳来幸「在日台湾人アイデンティティの脱日本化」(2011年)、松本邦彦解説・訳『GHQ日本占領史16 外国人の取扱い』(日本図書センター、1996年)。
- 10) 本稿で言う「非日本人」とは、GHQが1945年10月15日に発行したSCAPIN217“Definition of ‘United Nations’, ‘Neutral Nations’, and ‘Enemy Nations’”が定義する連合国国民、中立国国民、日本以外の敵国民、及び当時国籍と市民権がまだ定まらない朝鮮人、台湾人(先住民だけではなく、漢人系住民も含む)、沖縄・琉球人を指す。
- 11) SCAPIN-746“Registration of Koreans, Chinese, Ryukyans and Formosans”, 17 February 1946を参照。(竹前栄治編『GHQ指令総集成』エムティ出版、1993年、1122～1123頁)。
- 12) 厚生省社会局『朝鮮人、中華民国人、台湾省民及本籍ヲ北緯三十度以南(口ノ島ヲ含ム)ノ鹿児

鳥県又ハ沖繩県ニ有スル者登録集計』(昭和21年3月18日実施)より。また前掲許(1996)表①、前掲松本(1996)24頁表3を参照。

- 13) 前掲松本(1996)23頁。
- 14) 同上。
- 15) 注11と同じ。
- 16) 前掲松本(1996)22頁表2あるいは付録1表Bを参照。資料により、数字の違いが見られる。本稿は主にGHQ側のデータを基にしている。
- 17) SCAPIN-224 "Repatriation of Non-Japanese from Japan", 1 November 1945、前掲松本(1996)22頁、43頁注13を参照。
- 18) これについては、成田龍一『「引揚げ」と『留用』』(『岩波講座 アジア・太平洋戦争4 帝国の戦争経験』岩波書店、2006年)にも言及があるが、それは植民地出身の人びとを包括的に述べるもので、在日中国大陸籍者と台湾籍者の移動についての詳しい論述はなされてはいない。
- 19) SCAPIN-217 "Definition of 'United Nations', 'Neutral Nations', and 'Enemy Nations'" (前掲竹前栄治編『GHQ 指令総集成』331~333頁)。
- 20) SCAPIN-1757 "Definition of 'United Nations', 'Neutral Nations', and 'Enemy Nations'" (前掲竹前栄治編『GHQ 指令総集成』5521~5523頁)。
- 21) SCAPIN-1912 "Definition of 'United Nations', 'Neutral Nations', and 'Enemy Nations'" (前掲竹前栄治編『GHQ 指令総集成』6128~6129頁)。
- 22) "Basic Initial Post-Surrender Directive to Supreme Commander for the Allied Powers for the Occupation and Control of Japan", Nov.1, 1945 (外務省編『日本占領重要文書 第1巻 基本篇』日本図書センター、129~132頁)。
- 23) 戦後在日台湾籍者の法的地位について、よく挙げられている例は1946年7月に起きた「渋谷事件」である。その詳細は楊子震の「帝国臣民から在日華僑へ——渋谷事件と戦後初期在日台湾人の法的地位」(『日本台湾学会報』第14号、2012年、70~88頁)を参照。
- 24) 外務省編『日本占領重要文書 第2巻 政治・軍事・文化篇』日本図書センター、1989年、65頁。
- 25) 前掲『日本占領重要文書 第2巻 政治・軍事・文化篇』67頁。
- 26) 前掲許(1996)28頁。
- 27) 藤原彰ほか編『昭和20年/1945年 最新資料をもとに徹底検証する』小学館、1995年、309頁。法律家としての倫理観から闇米などを口にせず、配給食糧と職務の傍ら自給した食糧だけで生活して餓死に至った山口良忠裁判官の事例は当時の食料事情を伝える最も象徴的な例であろう。
- 28) 前掲許(1996)29頁。
- 29) SCAPIN-1094 "Ration for United Nations, Neutral Nations, and Stateless Persons" 30 July 1946 (前掲竹前栄治編『GHQ 指令総集成』2154頁)。
- 30) 前掲許淑真「新華僑の生成と日本華僑社会の変容」(1987)32頁。
- 31) 前掲『日本占領重要文書 第2巻 政治・軍事・文化篇』68頁。
- 32) 前掲許(1996)26頁。
- 33) 前掲松本(1996)Ⅱ章を参照。
- 34) 在日朝鮮人の当時の人口数は、資料によって数字が異なる。ここは前掲藤原彰ほか編『昭和20年/1945年』318頁と小林聡明「帰還・密航・送還——GHQ占領下における在日朝鮮人の移動とメディア——」(『東アジア近代史』第10号、2007年)53頁を参照した。厚生省援護局編『引揚げと援護三十年の歩み』厚生省、1977年によると、当時の在日朝鮮人は1,561,358人で、恐らくこれ

には強制連行で日本へ渡った朝鮮人は含まれていない。

- 35) 前掲小林聡明 (2007) 54 頁。
- 36) 中国人強制連行事件資料編纂委員会編『草の墓標——中国人強制連行事件の記録』新日本出版社、1964 年、275 頁。
- 37) 前掲松本 (1996) 22 頁表 2。
- 38) 資料によって数字が異なるが、終戦直後の日本側の書類大量焼却もあって、中国人強制労働者の正確な人数は、判明していない。
- 39) 前掲『草の墓標』276～277 頁。
- 40) 1945 年 6 月 30 日に秋田県花岡鉱山でおこった中国人労働者の蜂起と弾圧事件。中国人労働者たちは蜂起したが、「警察・在郷軍人会・翼賛壮年団・消防団などを総動員した残虐な鎮圧にあり、多数の死者を出し、11 名が戦時騒擾罪で死刑や無期懲役の判決を受けた」(『日本近現代史辞典』東洋経済新報社、1978 年、560 頁を参照)。
- 41) 前掲『草の墓標』241 頁
- 42) 前掲小林聡明 (2007) 54 頁。
- 43) ワグナー・エドワード・W『日本における朝鮮少数民族 1904-1950 年』湖北社、1979 年、66～67 頁。
- 44) 野添憲治『シリーズ・花岡事件の人たち 中国人強制連行の記録 第三集 花岡鉱山』社会評論社、2008 年、393 頁。
- 45) 謝培屏編『戦後遣送旅外華僑回国史料彙編①德国・土耳其・義大利・日本篇』国史館、2007 年、587 頁。
- 46) SCAPIN-142 “Reception Centers in Japan for Processing Repatriates”, 15 October 1945 (前掲竹前栄治編『GHQ 指令総集成』212-213 頁)。
- 47) SCAPIN-224 “Repatriation of Non-Japanese from Japan”, 1 November 1945 (前掲竹前栄治編『GHQ 指令総集成』340-343 頁)。
- 48) SCAPIN-452 “Repatriation of Koreans and Chinese by landing Ships, Tank”, 16 December 1945 (前掲竹前栄治編『GHQ 指令総集成』709 頁)。
- 49) SCAPIN-600 “Repatriation of Non-Japanese from Japan”, 16 January 1946、SCAPIN601 “Repatriation of Non-Japanese from Japan”, 16 January 1946 (前掲竹前栄治編『GHQ 指令総集成』902～904 頁)。
- 50) 注 46 と同じ。
- 51) 『「局史」(博多引揚援護局)「地方引揚援護局史」(博多引揚援護局戸畑出張所)』『海外引揚関係史料集成(国内篇)第 9 卷』ゆまに書房、2001 年、83 頁。
- 52) 例えば、「健康診断、十分且つ美味なる食糧・必要な衣料品を与え、送還者の秩序を維持し、定期的なデッキ消毒の励行」などを指示した。
- 53) 注 22 と同じ。
- 54) 前掲『戦後遣送旅外華僑回国史料彙編①德国・土耳其・義大利・日本篇』607 頁。「美国駐華大使館照会外交部為遣送旅日及旅韓台僑返台事 民国 35 年 2 月 20 日」
- 55) 陳儀 (1883～1950 年) 中華民國初代台湾省行政長官である。
- 56) 注 47 と同じ。
- 57) 「在台僑遣送回籍 中華民國三十四年三月三十日至三十八年二月二十日」国史館藏外交部档案 020000001132A。
- 58) SCAPIN-435 “Formosan Repatriation”, 13 December 1945 (前掲竹前栄治編『GHQ 指令総集成 全 15 卷』683 頁)。

- 59) 前掲 SCAPIN-435 (“Formosan Repatriation”, 13 December 1945) と SCAPIN-454 (“Formosan Repatriation”, 17 December 1945) を参照。
- 60) 『浦賀引揚援護局史／浦賀引揚援護局〔編〕』（『海外引揚関係史料集成（国内篇）第2－第3巻』加藤聖文編 ゆまに書房、2001年、132頁）、前掲『「局史」（博多引揚援護局）「地方引揚援護局史」（博多引揚援護局戸畑出張所）』83頁を参照。
- 61) 厚生援護局編『引揚援護の記録』厚生省、2000年、58頁。
- 62) 『高座海軍工廠関係資料集——台湾少年工関係を中心に——大和市史資料叢書5』（大和市役所管理部庶務課、1995年、9頁）によると、敗戦当時在日の少年工の総数は7,700人前後であったと推定されている。一部に残留者がいたものの大半は帰国したと思われる。
- 63) 前掲陳来幸（2011）88頁。
- 64) 注22と同じ。また前掲小林聡明（2007）54頁を参照。
- 65) 『「局史（上巻）」・「局史（下巻）」（佐世保引揚援護局）』（『海外引揚関係史料集成（国内篇）第10巻』ゆまに書房、2001年、68頁。
- 66) “Registration of Koreans, Chinese, Ryukyuan and Formosans”。注11と同じ。
- 67) 原文は「Failure to register will be grounds for forfeiture of repatriation privileges.」「Those registering as desirous of repatriation will be required to undergo repatriation in accordance with instructions issued by the Japanese Government or forfeit their repatriation privileges.」「That those registering as desirous of remaining in Japan forfeit their repatriation privileges.」である。
- 68) SCAPIN-822 “Repatriation”, 16 March 1946（前掲竹前栄治編『GHQ 指令総集成 全15巻』1293～1326頁）。
- 69) 同上。
- 70) SCAPIN-872 “Repatriation of Chinese, Formosans and Koreans”, 9 April 1946（前掲竹前栄治編『GHQ 指令総集成』1426～1427頁）。
- 71) SCAPIN-927-2 “Repatriation”, 2 July 1946（前掲竹前栄治編『GHQ 指令総集成』1652頁）。
- 72) SCAPIN-1150 “Repatriation of Natives of Saipan and Other Pacific Ocean Area Islands and Manchuria”, 23 August 1946（前掲竹前栄治編『GHQ 指令総集成』2321頁）。
- 73) 前掲『戦後遣送旅外華僑回国史料彙編①德国・土耳其・義大利・日本篇』651頁、653頁。「駐日代表団電外交部關於遣送旅日台僑返国費用美方示応由中国政府負担 駐日代表団代電」（民国35年11月20日）、「外国部電飭駐日代表団造具遣送旅日台僑在日本境内所需運費及食糧予算呈部 外交部電」（民国35年11月29日）。
- 74) 楊子震「帝国解体の中の人移動——戦後初期台湾における日本人の引揚及び留用を中心に——」（『東アジア地域研究』第13号、2006年、34頁）には「台南号」だけ言及したが、実際「台北号」も使われた。『中華日報』1946年12月20日付記事「帰国者への注意」を参照。
- 75) SCAPIN-1407 “Termination of Mass Repatriation from Japan”, 16. December 1946（前掲竹前栄治編『GHQ 指令総集成』3612頁）。
- 76) 前掲松本（1996）付録B。
- 77) 前掲松本（1996）36頁。
- 78) SCAPIN-1527 “Repatriation of Non-Japanese”, 14 February 1947（前掲竹前栄治編『GHQ 指令総集成』3908～3909頁）。
- 79) 前掲『戦後遣送旅外華僑回国史料彙編①德国・土耳其・義大利・日本篇』667頁。「駐日代表団電請外交部飭招商局派船赴日接運華僑返国 駐日代表団電 民国36年2月18日」
- 80) 前掲『「局史（上巻）」・「局史（下巻）」（佐世保引揚援護局）』3頁。

- 81) 注 76 と同じ。
- 82) 同前。
- 83) 直接台湾への送還船がない場合、上海経由で基隆に帰着した。林えいだい『台湾の大和魂』（東方出版、2000 年、205 頁）に紹介された葉海森氏の事例を参照。
- 84) ジョン・ダワー『敗北を抱きしめて（上）』岩波書店、2001 年、47 頁。
- 85) 日本在住台湾籍の元シベリア抑留者呉正男氏のインタビュー（2013 年 10 月 21 日、横浜市）による。『全抑協広報』（第 356・357 合併号、2010 年 8 月 5 日）の呉正男氏関連記事も参照した。また、呉氏の友人の現在千葉県在住の旧台湾籍元シベリア抑留者も 1947 年 7 月にシベリアから日本に帰還し、当時日本に滞在することが認められた。
- 86) 前掲『全抑協広報』（第 356・357 合併号、2010 年 8 月 5 日）の呉正男氏関連記事による。また、前掲林えいだい『台湾の大和魂』（2000 年）に登場する台湾籍・元シベリア抑留者の陳以文氏、葉海森氏、唐中山氏はいずれも 48～50 年の間に日本に引揚げた後、すぐ佐世保から台湾に送還された。
- 87) 前掲湯熙勇「恢復国籍の争議」（2005 年、411 頁）にはその原因を、中華民国政府が台湾籍・元シベリア抑留者の思想不純と経済力不足を忌避したことに求めているが、詳しい検証は今後の研究で行いたい。
- 88) 「帰国旅日華僑赴日復員案」『外交部（062.5/0006）』中華民国中央研究院近代史研究所、中華民国三六年。
- 89) 「華僑復員」中央研究院近代史研究所檔案館外交部檔案 062.5/0003、中華民国三五年三月至三七年十二月。
- 90) 前掲湯熙勇「恢復国籍の争議」（2005 年）にも日中（台）間婚姻による移動の言及があるが、湯氏の関心は移動ではなく国籍にあり、移動の全体像の中に十分に位置づけられて論じられているわけではない。
- 91) 『局史』（田辺引揚援護局史）『海外引揚関係史料集成（国内篇）第 5 卷』株式会社ゆまに書房、2001 年、26 頁。
- 92) 資料では「支那人」と記されている。
- 93) 「在外台僑国籍問題 中華民国三十四年至三十五年」国史館外交部檔 020000001134A。原文は以下の通りである。「台湾行政長官公署公鑒：准内政部公函以：「准台湾省行政長官公署民戸字西佳電開：『華男為日女贅夫如願隨妻赴日可否照准予以遣送乞電示』等由。准此、查華男為日女贅夫若該華男並未呈經本部許可喪失中国国籍、自仍為中国国民、至其願隨妻赴日、可否照准、予以遣送、事非本部主管、相應函請查核逕電台湾省行政長官公署查照」等由。查華男為日女贅夫、如該男為華籍、非經核准脫離中国国籍、不応視為日人、隨妻遣送。若為台籍、可比照在外台僑国籍处理弁法弁理、惟均應照、示其本人取決。除函復内政部外、相應電達、即希查照為荷。外交部東」
- 94) 『台湾人に関する法権問題 渉外資料第七号』最高裁判所事務総局渉外課、1950 年、15～16 頁を参照。
- 95) 前掲の在日台湾籍者の法的地位の分析によると、日本政府は実際に 1952 年の講和条約後に台湾籍者の中国国籍保有を正式に認めた。そのロジックによるなら、1952 年までの間に、一般の船舶を利用し正規の手続きなしに日本へ入国した台湾籍者は、不法入国者とは言えないはずであるが、日本側の資料では、すべて「不法入国者」と称している。
- 96) 『函館引揚援護局史』『海外引揚関係史料集成（国内篇）第 1 卷』ゆまに書房、2001 年、172 頁。
- 97) 前掲『局史（上巻）』・『局史（下巻）』（佐世保引揚援護局）』284 頁。
- 98) 『舞鶴地方引揚援護局史』『海外引揚関係史料集成（国内篇）第 4 卷』ゆまに書房、2001 年、284 頁。

- 99) 具体的には、1946年にはじまる国共内戦や47年に台湾で勃発した二・二八事件などである。
- 100) SCAPIN-852 “Entry and Registration of Non- Japanese Nationals in Japan” (前掲『日本占領重要文書 第2巻 政治・軍事・文化篇』61頁)。
- 101) 同上。
- 102) 『歴史は生きている 東アジアの近現代がわかる10のテーマ』朝日新聞取材班著、2007年、295頁。
- 103) 前掲「在外台僑国籍問題」国史館蔵外交部檔案を参照。また事例としては前述呉氏の日本人配偶者が取り上げられる。
- 104) 前述の呉氏は、戦前日本に生活拠点や縁故関係がなかったにも関わらず、戦後の横浜中華街で重要な役割を果たした人物である。呉氏自身が語るとおり、それ故に、大陸系、台湾系華僑の間で「こうもり」を演じることができ、その結果そうした地位を得たことは象徴的あるが、こうした点はさらに多くの事例から検証する必要があるだろう。
- 105) たとえば、前述の呉氏自身は深く華僑社会と結びついているものの、その一方でその日本人配偶者は、呉氏とともに戦後日本に暮らしながらも、結婚後自らの日本国籍を放棄し、中華民国籍を取得している。しかし、次の世代では日本への帰化を行っている。これら一家の家族史を検討することは、戦後日本社会ひいては東アジアにおける「政府」や「国籍」を、個人や家族の視点から再検討することにつながるであろう。